令和７年10月　日

保護者様

大阪市教育委員会

食物アレルギーシステムの導入に関するお知らせ

平素は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、本市では次のとおり、令和８年度から食物アレルギー申請の一部をシステム化することとなりました。令和７年度は移行期間とし、各校の実情に合わせてシステム利用ができるようにしております。システムの利用方法については、別紙「食物アレルギーシステム利用登録のご案内」をご参照ください。

今後も引き続き、安心・安全な給食の実施に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願い申しあげます。

記

１　食物アレルギーの申請について

令和８年度からの食物アレルギーの申請には、次の書類・電子申請が必要です。

書類・申請	内容	備考
学校生活管理指導表（紙）	アレルギー疾患に関する情報（主治医が作成する）	毎年提出
食物アレルギー調査表（紙）	児童・生徒の基本情報、緊急時対応等	初回申請時に記入 進級時は内容を確認
食物アレルギー内容の電子申請（システム）	食べられない食品の詳細、給食で希望する対応等	食物アレルギーシステムから毎年申請

２　食物アレルギー献立表について

毎月の食物アレルギー献立表の確認は、紙運用からシステム化します。献立・アレルゲンの確認や、喫食の有無はシステムで入力をお願いします。なお、令和７年度中は移行期間ですので、学校によりこれまでどおり紙の食物アレルギー献立表を使用する場合があります。